



区の指定した **ものづくり産業集積対象業種**（**日本標準産業分類表 大分類 E-製造業（中分類 09～32）24 業種**）を営む区内中小企業者等が、機械・機器の購入等を目的として区産業融資を受ける場合、

貸付利子の9割を最大5年間板橋区が助成します

板橋区では、区内中小企業の経営の安定化と経済活動の円滑化を図るため、必要な事業資金を低利でご利用いただけるよう、産業融資のあっせんおよび利子の一部助成（利子補給）を行っています。

※ご利用には諸要件があります。

● 産業融資に関するお問合せ・お申込みは・・・

板橋区役所 産業振興課産業支援グループ ☎03-3579-2172
173-0004 東京都板橋区板橋二丁目65番6号 情報処理センター5階
（産業融資パンフレット「産業融資のご案内」は、区ホームページ

●ご利用の要件●

「ものづくり設備資金融資」のご利用にあたっては、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 板橋区産業融資(区外事業者融資を除く)をご利用いただける中小企業者等であること
- (2) 区の指定するものづくり産業集積対象業種(裏面の日本標準産業分類表 大分類 E-製造業(中分類 09~32) 24 業種)に該当する事業を営んでいること(主たる事業でなくてかまいません。)、また、そのことが書類等で確認できること
※製造した商品をもその場所で個人又は家庭用消費者に販売する、いわゆる製造小売業は製造業となりません。ご注意ください。

- (3) 融資総額における対象設備資金の割合が5割以上あること

注1: 対象設備資金とは、事業用機械・機器の購入・設置に係る資金または工場や事業所等の修繕等に係る資金をいいます。〔対象設備資金に含まれないものの例：車両の購入、土地・建物の購入、建物や駐車場の建設、賃貸物件の修繕に係る資金等〕

注2: お申込時点で対象設備資金の割合が5割以上あった方が、実際の融資実行時には減額等のため5割未満となった場合、「ものづくり設備資金融資」は受けることができません。

- (4) 購入する機械・機器の設置場所、または修繕等を行う工場や事業所等の所在地が板橋区内であること。また、そのことが見積書に明記されていること



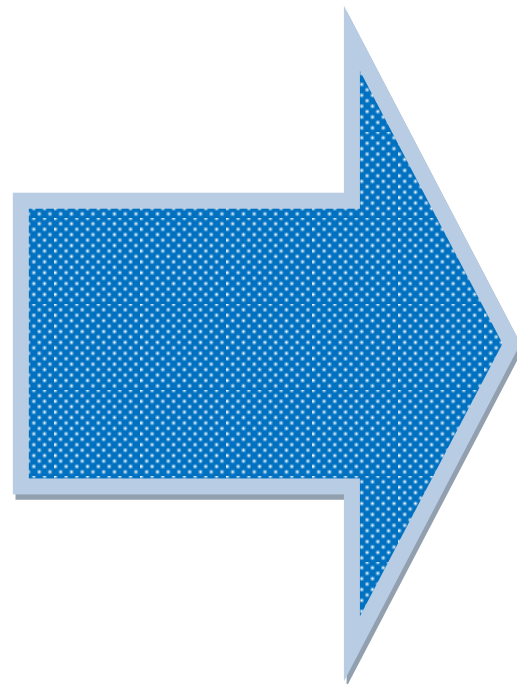
対象業種が増えました！

日本標準産業分類(H25.10 改訂版)

大分類 E—製造業 中分類業

★対象 11 業種(平成 29 年度)

- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
- 19 ゴム製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業



★対象 24 業種 (平成 30 年度)

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 09 食料品製造業 | 21 窯業・土石製品製造業 |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | 22 鉄鋼業 |
| 11 繊維工業 | 23 非鉄金属製造業 |
| 12 木材・木製品製造業 (家具を除く) | 24 金属製品製造業 |
| 13 家具・装備品製造業 | 25 はん用機械器具製造業 |
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | 26 生産用機械器具製造業 |
| 15 印刷・同関連業 | 27 業務用機械器具製造業 |
| 16 化学工業 | 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| 17 石油製品・石炭製品製造業 | 29 電気機械器具製造業 |
| 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く) | 30 情報通信機械器具製造業 |
| 19 ゴム製品製造業 | 31 輸送用機械器具製造業 |
| 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 | 32 その他の製造業 |

※細かい業種については、日本標準産業分類の小分類・細分類をご覧ください。